

イ 三大緑地

市街化区域内のまとまりのある樹林地として、三大緑地の保全が市の重要課題であったが、緑の基本計画に方針を位置付け、土地所有者や市民の理解と協力のもと、国・県の支援を受け、その保全に道筋がついた。

三大緑地保全の経緯

名称	制度	都市計画決定	面積 (約 ha)
鎌倉広町緑地	都市計画緑地	H17. 6. 28	48. 1
(仮)山崎・台峯緑地	都市計画公園 (鎌倉中央公園(風致公園)の拡大)	H19. 11. 16(区域変更)	51. 2
	都市計画緑地	H30 都市計画手続予定	
常盤山	歴史的風土保存区域の拡大	H12. 3. 17	989
	歴史的風土特別保存地区の拡大	H15. 9. 26	573. 6
	特別緑地保全地区	H17. 9. 13	18
	特別緑地保全地区の拡大	H23. 10. 18	19

ウ 保全対象 22 地区の状況

緑の基本計画において保全の対象とした緑地等について、特別緑地保全地区の指定等により、保全を進めてきた。

対象地区の状況まとめ

(位置については、鎌倉市緑の基本計画平成 23 年度版 P151、P155 を参照。対象面積は同計画平成 23 年度版で示した面積としています。)

候補地	対象面積 (約 ha)	指定状況
関谷公園	2. 9	-
城廻	3. 7	城廻特別緑地保全地区 (約 3. 7ha)
玉縄城址公園	3. 7	玉縄城址特別緑地保全地区 (約 2. 4ha)
植木	3. 8	市民緑地契約 (約 0. 5ha)
龍宝寺	13	-
岡本	3. 2	特別緑地保全地区 (約 3. 2ha)
観音山	2. 6	-
岩瀬	15. 62	近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区 (共に約 15. 62ha)
貞宗寺	4. 9	-
天神山	5. 0	天神山特別緑地保全地区 (約 5. 0ha)

候補地	対象面積 (約 ha)	指定状況
六国見山森林公園	6.9	風致公園 (約 6.9ha)
上町屋	1.7	上町屋特別緑地保全地区 (約 0.6ha)
昌清院	0.8	特別緑地保全地区 (約 0.8ha)
鎌倉中央公園〔台峯〕	36.4	風致公園 (約 27.5ha)
等覚寺	2.7	等覚寺特別緑地保全地区 (約 1.8ha)
寺分一丁目	2.3	寺分一丁目特別緑地保全地区 (約 2.3ha)
手広	15	-
青蓮寺	1.5	保安林(約 1.2ha)
手広・笛田	6.0	手広・笛田特別緑地保全地区 (約 6.0ha)
常盤山	3.0	歴史的風土特別保存地区(約 3.0ha)
	19	常盤山特別緑地保全地区 (約 19ha)
広町	48.1	都市林 (約 48.1ha)
小動岬	0.8	保安林(約 0.24ha)
小計	202.62	約 147.36ha (市民緑地契約 約 0.5ha を除く)
山ノ内西瓜ヶ谷緑地	1.4	都市緑地(約 1.4ha)
梶原五丁目	4.6	特別緑地保全地区(約 4.6ha)
山ノ内東瓜ヶ谷緑地	0.3	都市緑地候補地(約 0.3ha)
山ノ内宮下小路 2号緑地	0.3	都市緑地候補地(約 0.26ha)
小計	6.6	約 6.6ha
計	209.22	約 153.96ha (市民緑地契約 約 0.5ha を除く)

エ 緑の基本計画推進に対する外部評価

- 緑の都市賞 国土交通大臣賞受賞(H15.10.29)
選定主体 財団法人都市緑化基金
- 緑の基本計画優良事例 全国2位の評価(H14)
選定主体 緑の基本計画評価システム検討委員会、(社)日本公園緑地協会
- 緑の基本計画優良事例40選 最優良事例(22計画)の評価(H25.4.19)
選定主体 緑の基本計画評価委員会、(一社)日本公園緑地協会
- 緑の都市賞 内閣総理大臣賞受賞(H30.12.4)
選定主体 (公財)都市緑化機構

(2) 緑地保全基金の減少

ア 緑地保全基金の推移

(千円)

基金の運用状況	12年度	17年度	22年度	27年度	28年度	29年度
積立額 〈含、利息〉	33,886	52,410	5,427	1,397	387	538
寄附額 〈含、募金〉	10	6,338	568	2,683	3,768	3,374
処分額	194,926	377,985	357,610	206,566	178,130	131,054
残額	5,505,054	3,539,195	1,998,448	755,977	582,002	454,861

※年度別詳細は、第68回緑政審議会資料3-3を参照

(3) 緑地保全制度に関する法改正への対応

ア 第2次一括法施行に伴う平成24年度の都市緑地法改正

(ア) 近郊緑地特別保全地区の買入れ事務等の移譲

地域主権改革による事務移譲では、広域的な視点から、都県の役割とされていた近郊緑地特別保全地区内での買入れ対応事務等が県から市に移譲された。

(イ) 特別緑地保全地区の決定権者の変更

二以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のものを除き、特別緑地保全地区の指定権限、許認可及び買入れ事務等が県から市へと変更になった。

(ウ) 近郊緑地特別保全地区の買入れ申出への対応（平成24年度法改正。平成25年度から買入れ対応開始）

※不許可件数……………24件

※買入れ申出件数………24件（うち買入れ済み13件）、約25.3ha

全体面積 約131haに対して約19%の買入れ申出率

（参考：歴史的風土特別保存地区約573.6ha、うち県買入れ地約197.4ha、34.4%）

※買入れ経過……………下表のとおり

近郊緑地特別保全地区の買入れについては、平成24年度以降、案件ごとに県に買入れ希望の有無を照会し、希望無しとの回答を得ている。このため、市が国庫補助を活用しながら、緑地の買入れに対応している。

年度別買入れの経過

買入れ年度	場所	面積(m ²)
平成25年度	十二所	30,579.37
平成26年度	十二所、今泉	39,411.98
平成27年度	十二所	33,398.21
平成28年度	十二所	38,845.84
平成29年度	十二所	29,250.60
合計		171,486.00

イ 現在、買入れ申し出を受けている面積等

申出のあった年度	場所	面積(m ²)
平成 25 年度	十二所、今泉	59,103.21
平成 26 年度	十二所、今泉	17,150.27
平成 27 年度	今泉	525.59
平成 30 年度	今泉	4,637.31
合計		81,416.38

(4) 維持管理上の課題

- ア 樹木の生長に伴う維持管理の難しさ、議会での質問、気象条件の変化など
- ・急峻な崖地における樹木の維持管理手法が確立していない。
 - ・以前は薪炭林として利活用されていた樹林地が放置されている。
 - ・市議会においては民有緑地支援や担い手の育成についての質問がある。
 - ・近年の気象変動に伴い台風や大雨の規模が大きくなっている。

イ ボランティアリーダー等の育成実績

○緑の学校(昭和 58 年 4 月～)

累計実績 回数 422 回 受講者数 1,671 人 延べ人数 14,402 人

○緑のレンジャー

- ・シニアレンジャー(平成 8 年度～) 受講者数 438 人
- ・シニアレンジャー自主活動(平成 10 年度～)
(NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー H29 年度末会員数 79 名)
- ・ジュニアレンジャー(平成 6 年度～) 受講者数 886 人

Ⅱ 第 65 回～68 回緑政審議会での報告内容と意見等と直近の法改正

1 これまでの論点整理における報告内容と審議会意見等の要旨

論点① 管理の現状を踏まえた今後の方向性について(第 65 回)

- 公園・緑地の面積増大に伴い、管理負担が増大してきている。
- 市有緑地の維持管理は、大半が苦情対応である。
- 公園の管理は、もっと充実(きめ細やかに)できないか。(モニタリングも含めて)
- 都市公園法の網がない緑地の管理はひとつの課題である。
- 予算の課題はあるが、管理を充実させるようにすべき。

論点② 緑化推進団体等の育成・連携の現状を踏まえた今後の方向性について(第 66 回)

- 都市公園等は、指定管理者が管理している。
- 文化財(永福寺など)の指定があるものは、文化財課が管理・運営を行う。
- 維持管理の内容について、緑政審議会がどの程度踏み込んで議論すべきか。
- 平成 29 年法改正により緑の基本計画に公園の維持管理に位置付けることになった。
- 地域特性を踏まえた緑地管理の指針が必要。
- きめ細かな環境管理・モニタリングにはボランティアの力が必要。
- ボランティア(市民団体による管理)は継続して育成すべき。
- 風致保存会などとの連携は特に意見がなかった。

論点③ 緑地取得の現状を踏まえた今後について(第 68 回)

- 不許可処分に伴う買入れは法定事項である。
- 買った緑地を活かしていかなければ意味がない。
- 緑地の里親制度のようなものを検討できないか。
- 保全が確定したことではなく、今後の管理が重要である。
- 現在、用地取得を予定する公園は、鎌倉広町緑地及び(仮)山崎・台峯緑地である。
- 緑地保全基金への市費の積立は必要である。三大緑地の保全は道筋がついたが、維持管理・活用を図るためこれからが大事である。

2 平成 29 年の都市緑地法改正等

- 都市緑地法等の改正のポイント(都市緑地法、都市公園法、生産緑地法)

「都市公園の再生・活性化」「緑地・広場の創出」「都市農地の保全・活用」を目的とし、地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実を図るため法改正を実施。

- ・緑地保全・緑化推進法人制度の拡充
- ・市民緑地認定制度の創設
- ・緑化地域制度の改正
- ・緑地の定義への農地の明記
- ・緑の基本計画の記載事項の追加

都市公園の老朽化対策等の計画的な管理の推進を図るため、緑の基本計画に管理の方針を位置付けることとした。

※都市公園法改正のポイント、都市緑地法改正のポイント(共に国土交通省。

<http://www.mlit.go.jp/common/001239615.pdf>。 <http://www.mlit.go.jp/common/001248733.pdf>)